

別紙－２ 廃棄物の排出海域

排出海域は、稲取漁港から南へ約 22km 離れた北緯 34° 34′ 12″、東経 139° 00′ 48″ を中心とした半径 400m の円（水深約 380m）の範囲内（以下「当該排出海域」という）とした（図－2.1）。

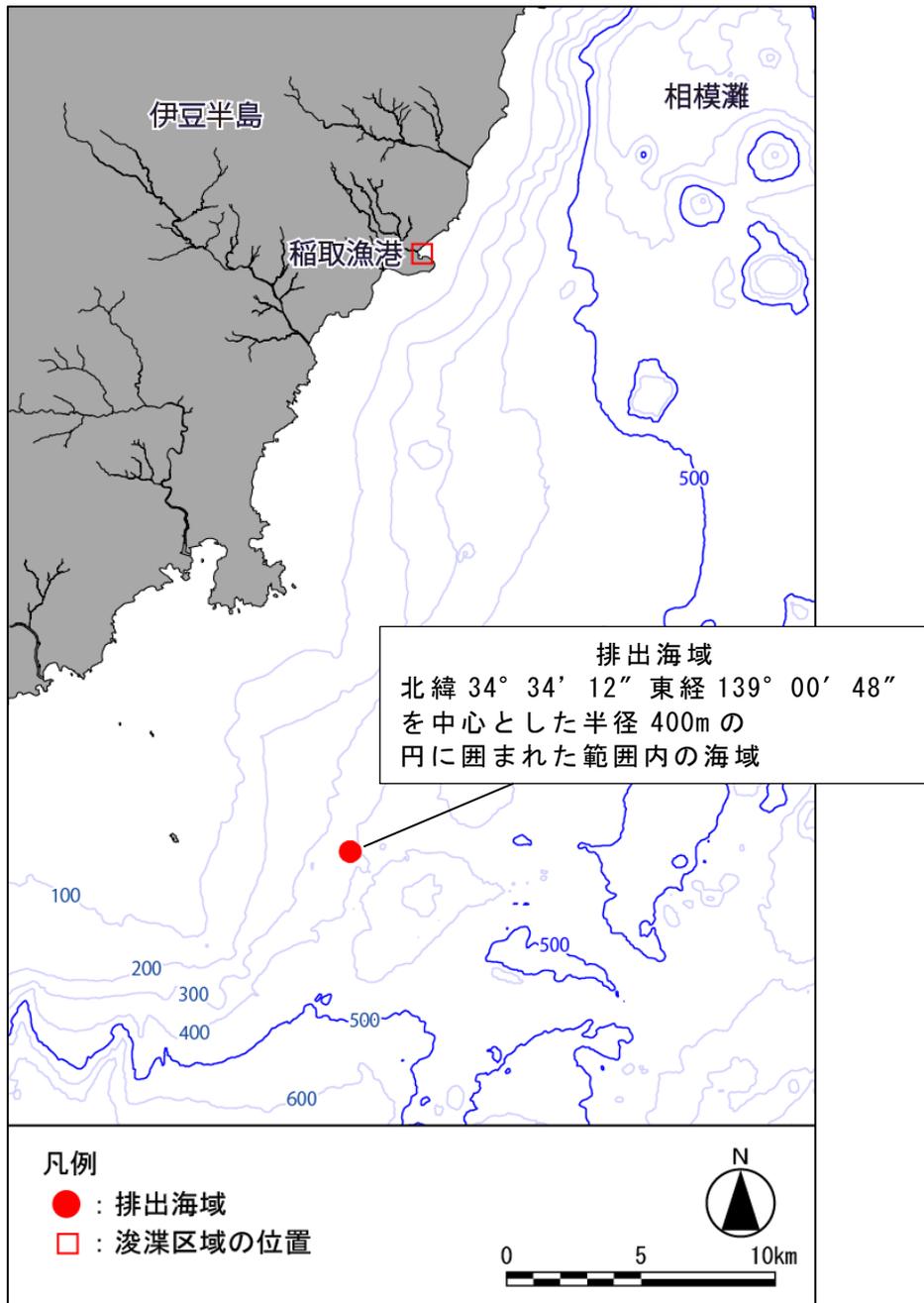
「当該排出海域」は、我が国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年 環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域に該当する。

「当該排出海域」の選定は、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、船の航行の障害とならない等、漁業関係者との協議を経て同意が得られた海域とした。さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、「当該排出海域」の範囲を設定した。

なお、静岡県下田土木事務所の既許可事業（下田港・許可番号：21-002-02、手石港・許可番号：24-002）と同一の排出海域である。

また、本申請の排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、海洋投入処分の許可状況（令和 6 年 12 月 18 日時点）をとりまとめた（表－2.1、図－2.2 及び図－2.3）。

静岡県下田土木事務所実施の 3 事業（下田港・許可番号：21-002-02、手石港・許可番号：24-002、松崎港・許可番号：24-003）が該当した。前述のとおり、下田港及び手石港事業は全く同じ排出海域である。松崎港事業における排出海域は、当該排出海域から約 30km 離れている。



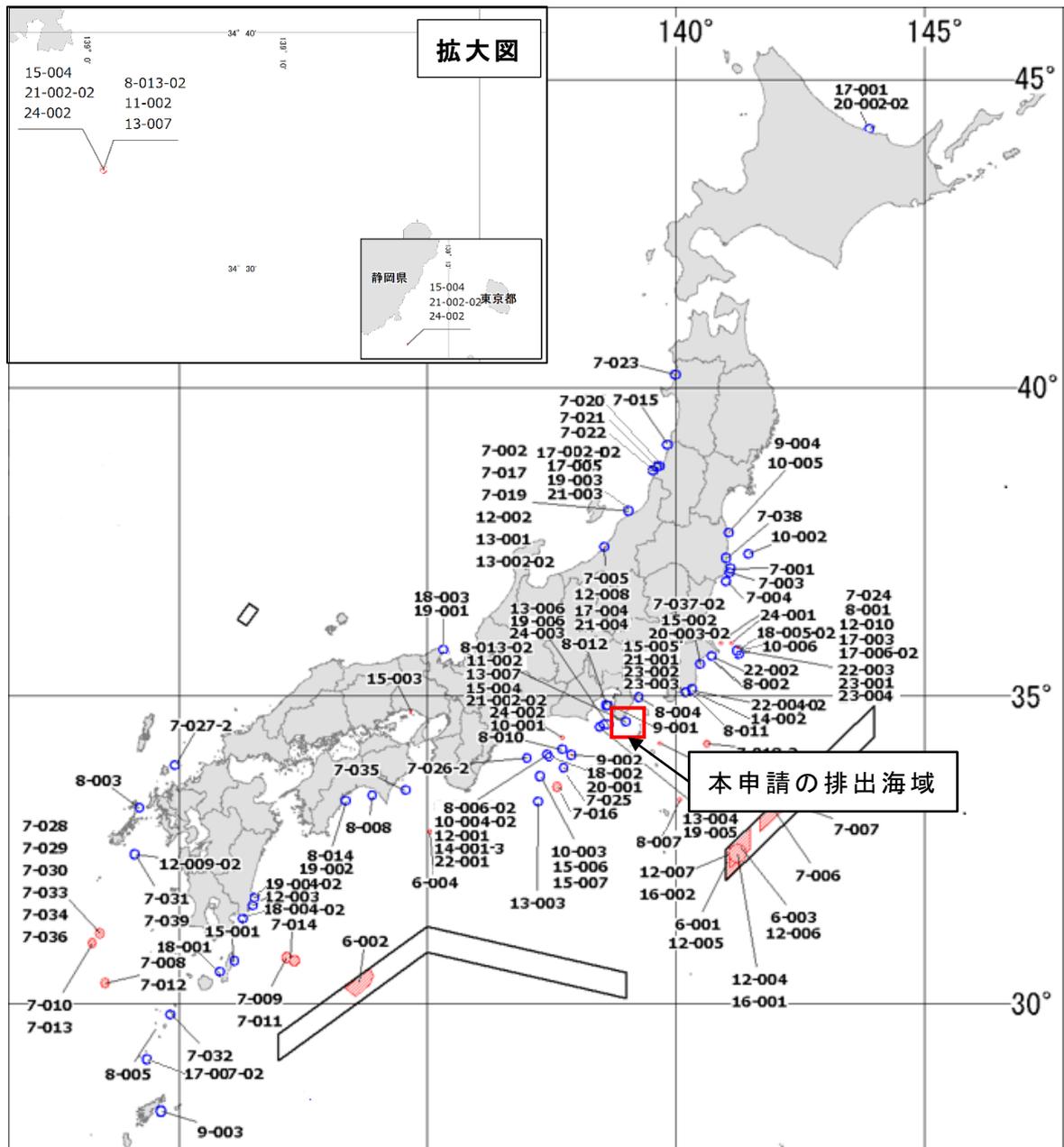
出典)「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、平成 27 年)より作成

図-2.1 本申請の排出海域

表－2.1 本申請の排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

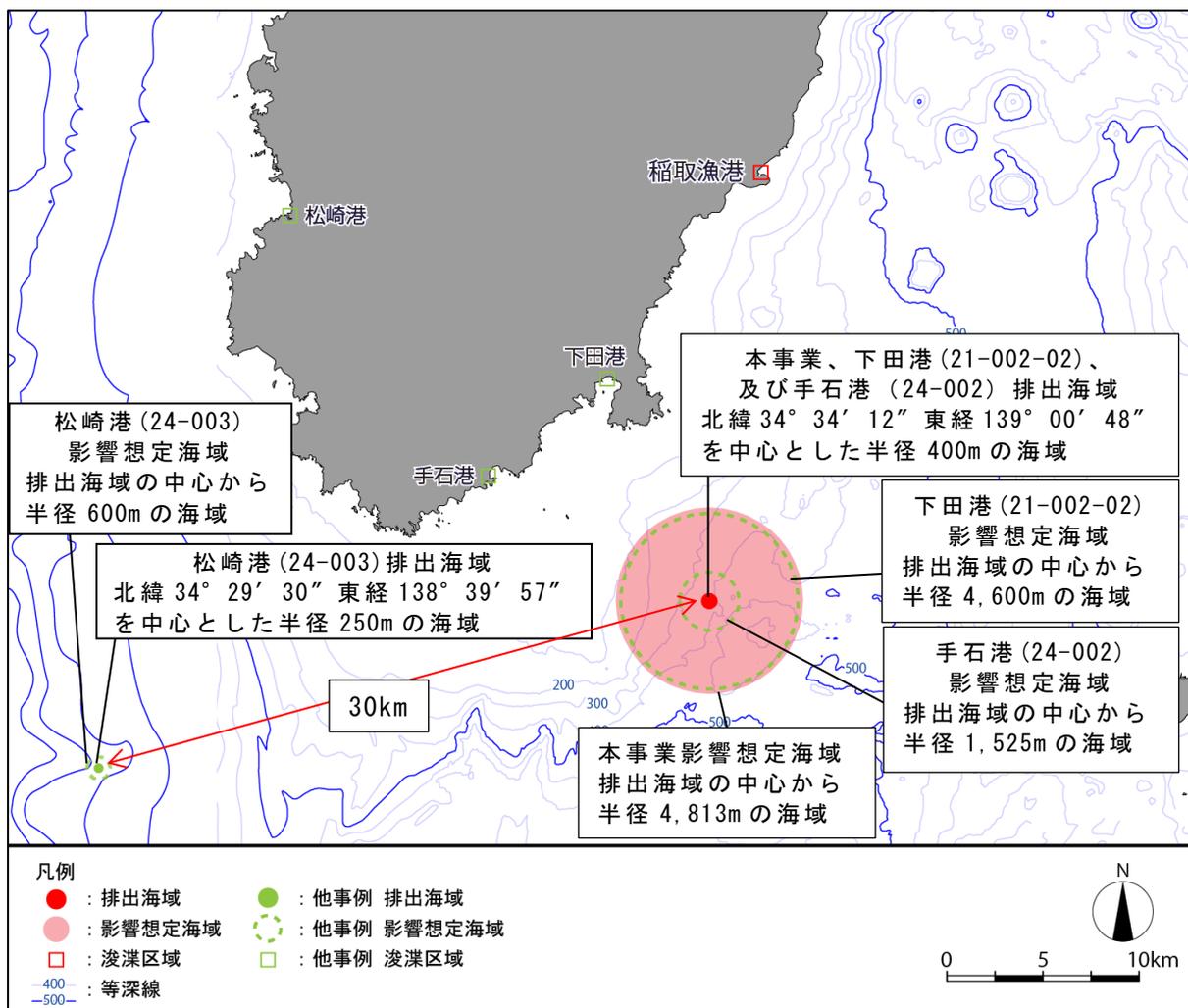
許可番号	名称	処分期間	投入処分量	排出海域
8-013-02	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2009年1月10日から 2011年3月31日まで	8,400m ³	北緯34°34'12"、東経139°00'48" を中心とした半径100mの海域
11-002	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2012年1月1日から 2012年12月31日まで	6,000m ³	
13-006	静岡県下田土木事務所 (松崎港)	2013年12月27日から 2018年12月26日まで	13,413m ³	北緯34°29'30"、東経138°39'57" を中心とした半径250mの海域
13-007	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2013年12月30日から 2014年12月29日まで	6,000m ³	北緯34°34'12"、東経139°00'48" を中心とした半径100mの海域
15-004	静岡県下田土木事務所 (下田港・手石港)	2015年10月1日から 2020年9月30日まで	139,100m ³	北緯34°34'12"東経139°00'48"を 中心とした半径400mの海域
19-006	静岡県下田市(松崎港)	2019年11月1日から 2023年10月31日まで	23,215m ³	北緯34°29'30"、東経138°39'57" を中心とした半径250mの海域
21-002-02	静岡県下田土木事務所 (下田港)	2022年1月13日から 2026年9月30日まで	139,880m ³	北緯34°34'12"東経139°00'48"を 中心とした半径400mの海域
24-002	静岡県下田土木事務所 (手石港)	2024年9月17日から 2029年9月16日まで	54,169m ³	北緯34°34'12"東経139°00'48"を 中心とした半径400mの海域
24-003	静岡県下田土木事務所 (松崎港)	2024年9月18日から 2029年9月17日まで	147,531m ³	北緯34°29'30"、東経138°39'57" を中心とした半径250mの海域

備考) 水色着色セルの事業は当事業と同じ排出海域、赤枠の事業は当事業と処分期間が重複する。
 出典) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入
 処分許可発給状況」(環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkuyu/index.html、令和6年12月閲覧)より作成



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和6年12月閲覧)より作成

図-2.2 海洋投入処分が許可された排出海域



出典)「手石港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(静岡県、令和6年)、「下田港廃棄物海洋投入処分変更許可申請書」(静岡県、令和5年)、「松崎港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(静岡県、令和6年)、「海底地形デジタルデータ M7001」((財)日本水路協会、平成27年)より作成

図-2.3 本申請排出海域と近傍の他事業排出海域の関係